

定 款

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会

東京都港区西新橋一丁目5番11号

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、わが国における医療経済及び医療、介護制度に関する調査研究並びに医療経済、医療政策分野の研究者の育成、研究助成等を行うとともに、国民の保健・福祉の増進に資する事業を行い、もって、わが国における医療、介護制度の発展と医療・保健・福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。併せて年金被保険者住宅に係る債権管理・回収等を行う。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療経済及び医療・介護制度に関する調査研究
- (2) 医療経済、医療・介護政策等に関する研究会及びシンポジウムの開催
- (3) 医療経済関連情報の収集・集積・情報提供等の普及啓発及び基盤整備に関する事業
- (4) 医療経済及び医療・介護政策分野に関する研究者の育成、研究助成
- (5) 健康食品の安全性、有効性等に係る情報収集・整理及び情報提供等に関する事業
- (6) 介護・福祉サービス提供事業者・従事者の知識、技能の向上及び情報提供等の普及啓発に関する事業
- (7) 年金被保険者住宅融資にかかる転貸貸付債権の管理・回収等に関する事業
- (8) 年金被保険者分譲住宅にかかる割賦金債権等の管理・回収等に関する事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財務及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号及び第2号の書類については、定時評議員会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第8条 この法人に、評議員10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の

財産によって生計を維持している者
ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人（以下、「公益法人」という。）を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 10 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了までの時とする。

3 評議員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）で定める員数が欠けた場合にあつては、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 11 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会において、評議員の中から評議員会会長を選定する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第16条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

- 2 評議員会会長に事故あるときは、出席した評議員の中から議長を互選する。

(定足数)

第18条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。なお、理事又は監事の候補者数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び代表理事が記名押印しなければならない。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 4 この法人に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任等)

第24条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対し、事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、前二項のほか、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、計算書類等を監査し、法令で定めるところにより会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも会計諸帳簿の閲覧及び謄写又は理事及び使用人に対し、会

計に関する報告を求めることができる。

- 3 会計監査人は、前二項のほか、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(役員及び会計監査人の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期満了までの時とする。

- 4 理事又は監事は、一般法人法で定める員数が欠けた場合にあっては、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人として相応しくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

- 3 監事は、会計監査人が前項の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条 役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の規定による賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第113条で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

- 2 理事長は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。
- 3 この法人は、外部役員及び会計監査人との間で、第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第113条で定める最低責任限度額を下回ることはできない。

(顧問及び参与)

第32条 この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者のうちから理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問及び参与は、この法人の業務執行に関し、理事長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

第7章 理 事 会

(構 成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定める事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その招集を請求した理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に対し、一般法人法第101条第2項の規定による招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その招集を請求した監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号又は第5号に該当する場合には、当該請求をした理事又は監事が招集する。

- 2 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第35条第3項第3号又は第5号の規定により理事会を開催したとき、若しくは理事長に事故あるとき又は理事長が未選定のときの理事会における議長は、出席した理事の中から互選する。

(定足数)

第38条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第41条** 理事、監事又は会計監査人が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第42条** 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 医療経済研究機構

(医療経済研究機構の設置)

- 第43条** この法人に、第4条第1号から第4号までに關する事業を行うため医療経済研究機構（以下、「機構」という。）を設置する。
- 2 機構に、所長、副所長及び所要の職員を置く。
 - 3 機構の職員は、理事長が任免する。
 - 4 前二項に定めるもののほか、機構の組織及び運営に關し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

(企画運営委員会及び企画運営委員)

- 第44条** 機構が行う事業の適切かつ円滑な運営を図るため、機構に企画運営委員会を置く。
- 2 企画運営委員会は、機構が行う事業の重要事項について調査、審議する。
 - 3 企画運営委員会の委員（以下、「企画運営委員」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
 - 4 企画運営委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに關する定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 5 企画運営委員の補欠として委嘱された企画運営委員の任期は、退任した企画運営委員の任期満了までの時とする。

(賛助会員)

- 第45条** 機構が行う事業の目的に賛同し、後援する法人又は個人を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に關する事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 前二項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

(定款及び書類等の備置き及び閲覧)

第47条 定款及び法令並びにこの定款に定める書類等を法令又は定款の定めるところにより、事務所に備え置き、かつ保存しなければならない。

- 2 前項の定款及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解 散)

第49条 この法人は、法令の定めるところにより解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第50条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

- 2 この法人が、清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公 告)

第51条 この法人の公告は、電子公告による。

第12章 補 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は 幸田正孝 とする。
- 4 この法人の最初の会計監査人は、新東京監査法人及び公認会計士鈴木豊事務所の共同監査人とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
井上直美、嶋口充輝、霜鳥一彦、多田 宏、中川俊男、南部鶴彦、宮川公男、森田 清

